

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定  
種畜証明証の交付

土地改良事業の認可

保安林予定森林

解除予定の保安林

開発行為に関する工事の完了

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 公 告 調理師試験の実施

農業改良普及員資格試験等の実施

林業改良指導員資格試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡垣駅前医院	鳥取市栄町五〇四	昭和五十六年六月十八日
鳥取県米子保健所	米子市西福原四四四	昭和五十六年六月二十三日
鳥取県倉吉保健所	倉吉市巖城二七九	"
松野医院	境港市京町三四一	昭和五十六年六月二十七日
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町三六九〇一	昭和五十六年六月十六日
山本齒科医院	鳥取市末広温泉町二一一 誠ビル二階	昭和五十六年六月二十八日
諏訪部齒科診療所	東伯郡北条町大字弓原 二九三一一	昭和五十六年六月二十三日
湖齒科医院	西伯郡会見町天万九〇七一四	昭和五十六年六月十六日
米増医院	倉吉市宮川町二五六	昭和五十六年六月一日
桑谷至誠堂薬局	米子市桃町二丁目五〇一三	昭和五十六年六月十五日

鳥取県告示第六百七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基つき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年七月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種畜証明 書番号	名	前	品	種	生年月日	産地	血 父	母	統	級別	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称
昭五六鳥取県 第一号	金	高	黒毛和種		四八・二・二五	八頭郡八東町	北気高	しげこ	一級	鳥取市国安	
"	第二号	第2	光		四九・一・二〇	米子市日下	栄高	はないさみ	二級	鳥取県種畜場鳥取分場	
"	第三号	城	桜		四九・一・三〇	東伯郡赤碕町	但馬	ふさよしはな	一級		
"	第四号	高	正		五一・三・一八	八頭郡智頭町	茂正波	ゆうだち	"		
"	第五号	豊	光		五一・五・一五	日野郡日南町	第8裕豊	すぎ一	"		
"	第六号	岩	栄		五一・七・三	西伯郡岸本町	第43岩田の14	かじはな一	"		
"	第七号	茂	藤田		五四・四・一五	八頭郡船岡町	茂正波	くろふじこ	"		
"	第八号	パインラグアップル	パイククリスクロス	ホルスタイン種	四六・一二・一六	東伯郡赤碕町	ポンドハイブン ラグアップル クルセダー	オークランド マダムジョイ	二級		
"	第九号	パインチャージャー	ビーマン		五〇・七・二〇		ロイブルック チャージャー	ビーマンフォンド ホープ	"		
"	第一〇号	パインクリスト	ファイオーロラフタ		五三・四・四		ブラウンデールサー クリストファール	ブラウンデールサー サイテーション オーロラ	"		

第一号	重 道	黒毛和種	五五・四・一〇	倉吉市長谷	気高富士	ともひめ一	一級	倉吉市東町	松原義春
第二号	第2金茂正	〃	五四・三・八	東伯郡関金町	金高	なかだ	〃	倉吉市上古川	六戸忠博
第三号	第2気高富士	〃	五四・一二・一五	倉吉市石塚	気高富士	くにもり	〃	〃	〃
第四号	レストテレセ 845	ランドレース種	五四・一・一三	オランダ	ベストVP505	ナベヤ716	二級	東伯郡東伯町	東伯町農業協同組合
第五号	アケトルーダ 259	〃	五三・九・二八	〃	74PP108	フルーダ050RB	〃	〃	〃
第六号	ハーラストン キングダビット 789	大ヨークシャー種	五四・一・二三	イギリス	ハーラストン ダビット 676	ハーラストン メープルリーフ 284	〃	〃	〃
第七号	シンゴーフイールド マーシャル 637	〃	五三・九・四	〃	シンゴーフイールド マーシャル 598	シンゴーベル 66	〃	〃	〃
第八号	751 ロングスモーク ステインガー リヒアチョイス オガノ 9-602	デュロック種	五三・五・二	静岡県	684 ロングフラッシュ ステインガー チョイス	スモーク スタッド 490 ソヒアエール オガノ 2-1	〃	〃	〃
第九号	〃	〃	五五・四・二二	埼玉県	チョイス	〃	〃	〃	〃
第二〇号	ミスルーデー スモーク オガノ 3-213	〃	五五・三・一	〃	スモーク キング コン 5-7	ミスルーデー 18-7	〃	〃	〃
第二一号	938 ワイルド ワイラーサンデー	〃	五四・七・一八	静岡県	107 ワイルド チャンプスサンデー	ワイラーワイルド ロング 114	級外	東伯郡関金町	津嶋満雄
第二二号	783 ワイルドマック サンデー	〃	五四・六・一	〃	〃	アプス 15 マックサム 4-1	〃	〃	〃
第二三号	459 マウリン カパー	ハンブシャー種	五三・三・三〇	〃	ミスマウリン カシムラ 2-5	カパーレンジャー バック 123	二級	〃	〃

第二四号	スターフーゴ ゲリットトリケー 78-2314	ランドレース種	五三・一・二三	東伯郡北条町	フーゴパオラ ケルトトリケー 76-834	スターゲリット サクセスマルゴー 1-2	1048	東伯郡北条町 鳥取県経済農業協同組合 連合会 北条町種豚場
第二五号	511カレルパデネ サクセス	"	五四・六・一八	静岡県	148カレル ゲリットサクセス	パデネブラム アジューデント 152	"	"
第二六号	828ボナビスタ ハイラッシージャズ ポ	大ヨークシャー種	五二・一一・一七	"	カイ173ボナビスタ グランドジャズボ	ハイラッシー マイチョイス ボナビスタ 713	"	"
第二七号	アスタミッシー サンプター トリケー79-394	"	五四・五・一五	東伯郡北条町	アスタネット ランダスパット	フクノミッシー サンプターオーニ 1-3	一級	"
第二八号	エーブル	ハンプシャー種	五三・八・四	アメリカ	アイド	テリ	二級	"
第二九号	268ロングバーレー ステインガー	デュロック種	五四・八・三〇	静岡県	935ロングトップ ステインガー	バーレーチャンプス ゴーリー 957	"	"
第三〇号	城 桜 16	黒毛和種	五一・一一・七	東伯郡赤碕町	但馬	ふさよしはな10	特級	東伯郡赤碕町 農林水産省鳥取種畜牧場
第三一号	第3吉岡	"	五二・三・一	鹿児島県	第3吉鷹	第8きくおか	"	"
第三二号	富 公 17	"	五二・三・二	東伯郡赤碕町	富士寿恵6	ひろかげ72	一級	"
第三三号	乙茂崎17	黒毛和種	五二・一〇・二四	"	乙社6	にわやす五	二級	"
第三四号	福 奥 2	"	五二・一〇・三〇	鹿児島県	美福10	おくれ	"	"
第三五号	金 山 2	"	五二・一一・二四	"	金水九	けいかげ73	"	"
第三六号	栄 松 6	"	五二・一二・二二	"	初栄	第7まつふじ	"	"

第三十七号	乙茂徳 17	五二・一二・二三	東伯郡赤碓町	乙社6	やまなか	"	"
第三十八号	金蟹 3	五三・三・一二	鹿児島県	金水九	第4ふじはつ	一級	"
第三十九号	雲清 18	五三・一〇・一七	東伯郡赤碓町	野雪六	ふくよしはな9	"	"
第四〇号	乙茂桜 18	五三・一一・三〇	"	乙社6	ふさよしはな10	"	"
第四一号	青竹 18	五三・一二・一五	"	第31青滝	さわとみ12	"	"
第四二号	福船 6	五四・二・九	鹿児島県	美福10	はつふじ一	"	"
第四三号	福晴 2	五四・三・二〇	"	"	あずま2の3	"	"
第四四号	福美 8	五四・三・二七	"	"	みよこ	"	"
第四五号	気高富士	四七・一一・二六	八頭郡那家町	福気高	よしひさ	"	東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場
第四六号	高 茂	四九・七・一二	八頭郡智頭町	北気高	やすこ	"	"
第四七号	気高百合	四九・一〇・一二	西伯郡岸本町	気高	ゆりひめ	特級	"
第四八号	宝 稔	五〇・九・一〇	日野郡江府町	裕吉	ちよい	二級	"
第四九号	東 天	五〇・一一・七	八頭郡用瀬町	東高	やまやす	一級	"
第五〇号	英 須	五二・四・二〇	日野郡日南町	東高	さかえ	"	"

第五一号	北 雪	〃	〃	五二・一一・二五	八頭郡智頭町	北気高	はぎふじ	〃	〃
第五二号	東 栗 田	〃	〃	五二・二二・一	八頭郡河原町	東高	第11むらちか	〃	〃
第五三号	峰 大 山	〃	〃	五三・八・一三	西伯郡名和町	第5大山	いしが	〃	〃
第五四号	好 桜	〃	〃	五三・一一・一四	気高郡鹿野町	城桜	第1ひらよし	〃	〃
第五五号	岩 貞 姫	〃	〃	五四・八・三	西伯郡岸本町	岩栄	さだひめ	〃	〃
第五六号	高 北	〃	〃	五四・一一・二五	岩美郡国府町	高正	ありふなとき	〃	〃
第五七号	城 茂	〃	〃	五五・二・五	八頭郡船岡町	城桜	第15ありしげ	〃	〃
第五八号	ダイヤモンド アイバンホー プレエミネント	ホルスタイン種	〃	四三・四・二四	アメリカ	オズボンデール アイバンホー	ラベーカーダステイ ポータイヤ	〃	〃
第五九号	ローマンデール ローヤルプリンス	〃	〃	四四・九・一九	カナダ	ソニマ ローヤルプリンス	マキシム ローマンデール	〃	〃
第六〇号	ロイブルック チャージャーク	〃	〃	四七・九・二六	〃	ロイブルック スタートルイト	ロイブルック リドン	〃	〃
第六一号	ブラウンデール ロイヤルホープ	〃	〃	五一・四・一七	〃	レックフィールド フォンドホープ	ブラウンデール アイディアルローヤ	二級	〃
第六二号	ロイヤルホープ パービーパイン	〃	〃	五四・七・二八	東伯郡赤碕町	ブラウンデール ロイヤルホープ	ロイブルック パービー	級外	〃
第六三号	ラントランド チークルーク	〃	〃	五四・三・三一	アメリカ	ポニファーム アールンダチーク	ラントランド マークイスマ ラッキーフタゴ	〃	〃
第六四号	アイダロット アイバンホーパイン	〃	〃	五五・二・二五	東伯郡赤碕町	ダイヤモンド アイバンホー プレエミネント	バードアイダ ロットアロイヤル	〃	〃

第七七号	第七六号	第七五号	第七四号	第七三号	第七二号	第七一号	第七〇号	第六九号	第六八号	第六七号	第六六号	第六五号
3 SW 60	ドロマラシー72	ジェンナドーナ オルロフシン 2-2ナ	ジェンナークララ カレルシン 3-1	オルロフ ルージベリンダ ヒラヤマ 7-1	第8栄宮倉の14	福耆土井	第8船英	安波	伯耆土井	鎌倉	第8翠松	西気高
"	"	"	"	ランドリース種	"	"	"	"	"	"	"	黒毛和種
五五・六・一五	五四・二・二八	五五・一・八	五〇・二・二二	五二・一・一一	五四・二・二五	五四・五・三〇	五二・一〇・一〇	五二・六・二〇	五一・九・一	五一・八・五	五一・三・一〇	四九・一・一五
"	オランダ	"	西伯郡淀江町	千葉県	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町	西伯郡岸本町
レムバーSY 298	ランシー	オルロフルージ ペリンダヒラヤマ 7-1	カレルファアリア ブラムホリコシ 3-4	ペリンダルージ ヒラヤマ 10-5	気高富士	伯耆土井	西気高	茂茅波	安美土井	第43岩田の14	第3船吉	気高
R 334 R	465	ジェンナドーナ カレルファアリアシ 8-6	ジェンナドーナ クララピツカーシ 1-5	ペリンダルー ボスマンヒラヤマ 5-1	第8さかえ	ふなひめ1	たみ三	いさむ	たみ三	やまふじ	まつ2	たかしま
"	二級	"	"	"	一級	級外	"	"	"	"	二級	特級
"	"	"	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場	西伯郡淀江町 進幹弘	西伯郡西伯町 宮倉克己	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町 安部貞紀

第八九号	第八八号	第八七号	第八六号	第八五号	第八四号	第八三号	第八二号	第八一号	第八〇号	第七九号	第七八号	
4 S W 89	755 ディジー リトルサイト	1 レットウオール ランプス 1-3	ジョップワダ 1-6	ロージー コロンプス 3-5	ゴールド パワフル ラット ヒルカワ 3-5	グリッツ バージー ニッパン 5-1	エルク フレッド アピール ニッパン 1-4	ヘッド ブラザー ハネル ソソコイズ 2-5 ミ	19 ハイバック チューボク 4-7	アルペン 21	カーレス ダニー 60	ミタス 180 ボンバー ブルー キング 9-5
ランド レース種	"	"	"	デ ュロック種	"	"	"	ハン プシャー種	"	"	大 ヨーク シャー種	"
五五・七・一	五五・四・一〇	五五・三・一三	五四・三・一六	五四・四・一一	五五・七・一八	五五・五・一五	五五・五・一四	五四・七・一二	五五・一・二二	五五・一・八	五四・八・五	三 重県
オランダ	宮崎県	西伯郡 西伯町	"	神奈川 県	"	愛知 県	神奈川 県	西伯郡 西伯町	"	イ ギリス	三 重県	"
ハンク R G 573	リトル モスレド ベビー ヨコヤマ 1-2	420 レット サンダー サイト	ホド ソン エッチ エフ 22	ゴールド ドラット ヤエザ クラ 3-4 ヒルカ ワ	グリ ッツ	エルク フレッド 25-1	ハネル ソン 80-2	ハイ バック ヒーサー チヨイス ニッパン 3-4	アル ペン 66	カー レス ダニー 43	グ イン パ ラ ブルー キン 4-4	ミ タス 12 ボン バー マジ ミ ラ クル 3-5
S 151 S	デイ ジー フォー モース ト サイト 1-1 875	ウ オール ドラ ンプス サイト 1-1 638	ロー ジー エク スト リ ユー ム コ ロン プ ス ワ ダ 5-2	ゴ ール ド パ ワ フル ソ ガ ノ ヤ 6-1	バー ジー ガ ゼ ット ニ ッ パン 5-1	ア ピ ール リ バ ー ボ ー ト ガ ゼ ット ニ ッ パン 2-1	ヘ ッド ユ ニ ーク ブ ラ ザ ー コ イ ズ ミ 1-3	77 1-4 4010 チ ュ ー ボ ク サ ラ	マ リー 498 テ ー ツ ク イ ー ン	カ ー レ ス ロ ー ヤ ル カ テ リ ナ 138	ミ タ ス 12 ボ ン バ ー マ ジ ミ ラ ク ル 3-5	"
"	二級	一級	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"



第九〇号	サウザンフィールド マーシャル130	大ヨークシャー種	五五・一・二二	イギリス	サウザンフィールド マーシャル102	サウザンジ エーン188	〃	〃
第九一号	ジャッキー ヨシザワ7-4	ハンブシャー種	五五・五・一	神奈川県	ジャッキー ヨシザワ2-2	ジャリーマージリー トシツク ヨシザワ3-3	〃	〃
第九二号	第8裕豊	黒毛和種	四九・五・二	西伯郡岸本町	裕豊	まえた	一級	日野郡日野町 大下勅雄
第九三号	大 豊	〃	五一・八・一	日野郡溝口町	森気高	おく3	二級	〃
第九四号	茂 安	〃	五一・八・一〇	西伯郡西伯町	茂茅波	いさむ	〃	〃
第九五号	奥 安	〃	五二・三・二	〃	安美土井	たみの	一級	〃
第九六号	日 野	〃	五四・一・一九	日野郡江府町	森気高	ふく	級外	〃
第九七号	第55日豊	〃	五四・一〇・一〇	〃	第8裕豊	第2たかみ	〃	日野郡日野町 大下勅雄

鳥取県告示第六百八号

智頭町から申請のあつた町営土地改良(新見地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年六月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年七月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百九号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡淀江町大字西原字白濱の二 一三三二の三、字白濱の三 一三三

三四の二、一三三五の二、一三三六の二、字白濱の四 一三三七の二)  
以上五筆について、次の図に示す部分に限る。( )

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採することのできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市高路字大藤谷口八三〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第三百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字西沢、字中沢及び字森ノ北

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中町二〇番地

米子市

市長 河合弘道

鳥取県告示第六百十二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年七月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売り場所
昭和五十六年六月二十九日	四四一	東伯郡北条町大字北尾九一番地二	株式会社鳥取銀行北条支店長	住所と同じ。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和56年7月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭

和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者  
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者

2 試験の日時

昭和56年9月10日（木）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

(1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

(2) 倉吉保健所管内の受験者

鳥取県中部総合事務所 倉吉市蔵城279

(3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

鳥取県西部総合事務所 米子市鞆町一丁目160

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学

(5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先

<p>ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所</p> <p>イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 受験願書 (所定の様式によること。)</p> <p>イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し</p> <p>卒業証明書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異つて いる場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。</p> <p>ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上 調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式による こと。)</p> <p>エ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽上三分身像 でライカ版 (縦3.5センチメートル横2.5センチメートル) のものと し、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)</p> <p>(3) 受験に関する書類の提出期間</p> <p>昭和56年8月3日 (月) から同月7日 (金) まで</p> <p>ただし、郵送の場合は、昭和56年8月7日 (金) の消印のあるもの は有効とする。</p> <p>6 受験手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 受験手数料 2,600円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙 はり付け欄にはり付けること。</p> <p>7 携行品</p> <p>筆記用具及び受験票</p>	<p>8 その他</p> <p>(1) 受験者は、試験当日午前8時50分までに試験場に出頭し係員の指示 を受けること。</p> <p>(2) 合格者の発表は、試験後15日以内に所轄保健所に合格者の氏名と受 験番号を掲示して行う。</p> <p>なお、合格者には合格証を交付する。</p> <p>(3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明 したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。</p> <p>鳥取県改良普及員資格試験条例 (昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下 「条例」という。) 第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び 生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。</p> <p>昭和56年7月3日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p> <p>1 試験期日</p> <p>昭和56年10月27日から同月29日まで</p> <p>2 試験場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂</p> <p>3 受験資格</p> <p>条例第4条及び第5条による。</p> <p>4 試験方法</p>
---	---

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和56年8月1日から同月20日まで

6 受験願書の提出先

鳥取県農林水産部農業改良課

7 その他

試験についての詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課に照会すること。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和38年4月鳥取県条例第11号）

第2条の規定により、昭和56年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和56年7月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。以下同じ。）において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち昭和57年10月22日までに卒業する見込みの者、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者、又は旧

実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第18号）、旧専門学校入学検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和56年10月23日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資

2 試験実施方法

格認定申請書を添え、昭和56年8月20日までに知事に提出すること。

(1) 受験願書の受付期間

昭和56年8月1日(土)から同月20日(木)まで

(郵送の場合は書留郵送とし、昭和56年8月20日までの消印のあるものは有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。)

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和56年10月23日(金) 9時から

口述試験 昭和56年10月23日(金) 13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県庁

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必 須 項 目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選 択 項 目	林業機械、林産化学、木材加工のうち一項目

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 卒業証明書、卒業見込み証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(2)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書

(5) 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正な行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について試験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、60円切手を同封すること。